

今後、公布予定の 政省令等について

- 1 子ども・子育て支援法施行令案の概要
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の概要
- 3 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案(仮称)の概要
- 4 子ども・子育て支援法施行規則案の概要
- 5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則案の概要

今後、公布予定の政省令等について

| | 政省令等 | 主な内容(予定) |
|-------------|--|---|
| 政 令 | 子ども・子育て支援法施行令(仮称) | 資料P2～参照 ※パブリックコメント実施済 |
| | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 | 資料P4～参照 ※6月4日公布 |
| | 関連政令の整備政令(仮称) | 児童福祉法施行令関係、地方自治法施行令関係(大都市特例等)等(資料P5～参照) ※パブリックコメント実施中:5月27日～ ----- その他関係政令の改正(「幼保連携型認定こども園」に関する用語の整理、「地域型保育事業」に関する用語の整理 等) |
| 府 省 令 | 子ども・子育て支援法施行規則(仮称) | 保育の必要性の認定(資料P7～参照) ※パブリックコメント実施済 支給認定証の記載事項、確認申請書の記載事項、教育・保育情報の公表すべき内容 他 |
| | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(改正) | 資料P8～参照 ※パブリックコメント実施中(5月24日～) |
| | 児童福祉法施行規則(改正) | 病児・病後児保育事業の実施、ファミリー・サポート・センター事業の実施、一時預かり事業の実施、放課後健全育成事業、家庭的保育事業等の認可等の諸手続き、市町村整備計画の記載事項等 等 |
| | 幼稚園設置基準(改正) | 幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理 |
| 告 示 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(仮称) | 子ども・子育て支援の意義、事業計画 他(昨年8月に概ねの案について公表済み) |
| | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(改正・仮称) | 幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理、新幼保連携型認定こども園との並びの観点からの改正 |

子ども・子育て支援法施行令案の概要

1. 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行に必要な政令の制定を行うもの。

2. 概要

(1) 子どものための教育・保育給付に関する事項

① 支給認定等について

- ・保育の必要性の認定は、法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。（法第 20 条第 3 項関係）
- ・支給認定の取消事由を定める。（法第 24 条第 1 項第 3 号関係）

② 施設型給付費及び地域型保育給付費について

- ・特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費の支給に関する法の規定の技術的読替えを定める。（法第 28 条第 4 項、第 30 条第 4 項関係）

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事項

① 特定教育・保育施設について

- ・違反した場合に特定教育・保育施設の確認の取消事由等となる法律として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等を定める。（法第 40 条第 1 項第 8 号関係）
- ・特定教育・保育施設の確認の申請を行うことができない者を定める。（法第 40 条第 2 項関係）

② 特定地域型保育事業者について

- ・違反した場合に特定地域型保育施設の確認の取消事由等となる法律として、児童福祉法等を定める。（法第 52 条第 1 項第 8 号関係）
- ・不正等をした場合に特定地域型保育事業者の確認の取消事由等となる使用人として、法第 52 条第 1 項第 10 号に規定する事業所を管理する者を定める。（法第 52 条第 1 項第 10 号関係）

- ・特定地域型保育事業者の確認の申請を行うことができない者を定める。(法第52条第2項関係)

(3) 経過措置

- ・条例制定に関する経過措置として、施行日から起算して1年間は、運営基準に関する市町村の条例が制定施行されるまでの間、内閣府令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす。
- ・特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替えを定める(法附則第6条関係)
- ・法人以外の教育・保育施設の設置者が施行日以後に他の施設類型の認可等を受けた場合でも、引き続き施設型給付の対象となる場合等を定める経過措置(法附則第7条関係)

3. 施行期日 法の施行の日(平成27年4月1日を予定)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律施行令案の概要

1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、幼保連携型認定こども園に係る規定等を整備するもの。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の制定時以降、法に基づく政令は制定されていなかったが、一部改正法により新たに政令委任事項が定められたことから、今般、新たに政令を制定するもの。

2. 概要

(1) 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定又は幼保連携型認定こども園の認可（以下「認定こども園の認定等」という。）に係る申請者の欠格事由（法第 3 条第 5 項第 4 号ロ、ハ及びニ並びに第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）

- 罰金刑を受けた場合に認定こども園の認定等に係る申請者の欠格事由となる「国民の福祉又は学校教育に関する法律」について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等を定める。
- 罰金刑を受けた場合に認定こども園の認定等に係る申請者の欠格事由となる「労働に関する法律の規定」について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）の規定を定める。
- 認定こども園の認定に係る申請者の欠格事由となる、過去に認定こども園の認定の取消しを受けた法人の「使用人」は、認定こども園の事業を管理する者と定める。

(2) 幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存

- 幼保連携型認定こども園が廃止されたときは、都道府県知事等が、当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又は卒園した園児の学習及び健康の状況を記録した書類（指導要録）を保存しなければならないことを定める。

(3) その他（法第 26 条・第 27 条関係）

- 学校教育法並びに学校保健安全法及び学校保健安全法施行令の技術的読替等を定める。

3. 施行期日

一部改正法の施行の日とする。

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）の概要

1. 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）その他関係政令の整備等を行うもの。

2. 概要

（1）児童福祉法施行令の一部改正

- ① 保育所の入所基準規定の削除（整備法第 6 条による改正前の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項関係）

整備法第 6 条による児童福祉法第 24 条第 1 項の改正により保育所の入所基準の政令委任が削除されたことに伴い、児童福祉法施行令第 27 条を削除する。

- ② 保育所又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の認可に係る申請者の欠格事由に係る規定の整備（整備法第 6 条による改正後の児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号ロ、ハ及びニ並びに第 35 条第 5 項第 4 号ロ及びハ関係）

- 罰金刑を受けた場合に保育所等の認可に係る申請者の欠格事由となる「国民の福祉（若しくは学校教育）に関する法律」について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法等を定める。
- 罰金刑を受けた場合に保育所等の認可に係る申請者の欠格事由となる「労働に関する法律の規定」について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）の規定を定める。
- 保育所等の認可に係る申請者の欠格事由となる、過去に保育所等の認可の取消しを受けた法人の「使用人」は、保育所等の管理者と定める。

③ 家庭的保育事業等の実地検査（児童福祉法第 49 条関係）

市町村長は、当該職員をして、1 年に 1 回以上、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）が整備法第 6 条による改正後の児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しているかどうか、実地検査を行わなければならない旨の規定を定める。

④ その他（児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項等関係）

整備法第 6 条による児童福祉法の改正に伴う児童相談所設置市における特例に係る規定の所要の整備等、その他所要の改正を行う。

(2) その他の関係政令の一部改正

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）その他の関係政令について、所要の改正を行う。

(3) 経過措置

児童福祉法に基づく条例の制定等、事前の準備行為を行うことができることとするほか、条例制定に関する経過措置として、施行日から起算して 1 年間は、放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等に係る設備及び運営基準に関する市町村の条例が制定施行されるまでの間、厚生労働省令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす経過措置等、所要の経過措置を定める。

3. 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）

（※一部の経過措置規定については、本政令の公布日に施行）

子ども・子育て支援法施行規則案の概要

1. 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行に必要な事項のうち、保育の必要性の認定に係る事由について定めるもの。

2. 概要

(1) 支給認定に関する事項として、以下の内容等を定める。

- 保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれれもが次のいずれかに該当すること。
 - ・ 一月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で市町村が定める時間以上就労していること
 - ・ 妊娠中である又は出産後間がないこと
 - ・ 疾病にかかり又は障害を有していること
 - ・ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること
 - ・ 災害復旧に当たっていること
 - ・ 求職活動をしていること
 - ・ 就学していること
 - ・ 虐待のおそれがあること
 - ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること

(2) 経過措置として、以下の内容等を定める。

- 保育の必要性の認定に係る事由について、「四十八時間から六十四時間までの範囲内で市町村が定める時間以上」とあるのは、「市町村が定める時間以上」とすること。

3. 施行期日

法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日を予定）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律施行規則案の概要

1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定を整備するもの。

※ 一部改正法により、主務大臣に内閣総理大臣が追加されたことから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 18 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）を全部改正し、3 府省の共同命令とする。

2. 概要

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関し、認定に係る都道府県知事と市町村長の協議手続（認定申請書記載事項を記載した書類を市町村長に提出）、需給調整により認定をしないことができる場合等について定める。

(2) 幼保連携型認定こども園の園長等の資格について定める。園長の資格は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による教諭の専修免許状又は 1 種免許状を有し、及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けたものであって、かつ、教育又は児童福祉に関する職（幼保連携型認定こども園の園長、保育教諭等、幼保連携型認定こども園以外の学校の校長、教諭等、児童福祉施設の長、児童福祉施設において児童の保育に直接従事する者等）に 5 年以上あったものとする。

また、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記の者と同等の資質を有すると設置者が認める者についても、園長として任命又は採用することができるものとする。

- (3) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可又は届出に関し、申請の際に必要な事項（名称、所在地、園則等）、設置の認可に係る都道府県知事（指定都市又は中核市に所在する幼保連携型認定こども園は除く。）と市町村長の協議手続（認可申請の際に必要な事項を記載した書類を市町村長に提出）、需給調整により設置の認可をしないことができる場合等について定める。
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする事、また、関係者による評価や外部の者による評価を行うことを努めるものとし、その結果を公表することを努めるものとする事を定める。
- (5) 園長は、幼保連携型認定こども園の園児についての指導要録を作成し、園児の進学先又は転園先の長に送付すること、指導要録及びその写しのうち学籍に関する記録についての保存期間を 20 年間とすること等を定める。
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）及び学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の関係規定について、幼保連携型認定こども園について準用する等、その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

一部改正法の施行の日とする。